よくあるお問合せ

■Q＆A

　Q　「岸和田市農業参入エントリー制度」に登録していないが、申し込めるか？

　　→登録してなくとも、申し込みできます。

　Q　売却される農地は将来転用できるか？

　　→転用できません。農地としての利用に限られます。

　Q　売却される農地に、田 はないのか？

　　→田はありません。

　Q　申込書類は１区画ごとに提出するのか？

　　→募集単位は１区画ごとです。申込書類は1者につき１部です。

　Q　第2希望は記載必要か？

　　→第2希望まで申し込み可能です。ただし、第1希望と重複する区画番号は不可です。

　Q　複数区画を併せて申し込むことは可能か？

　　→複数区画をあわせて１申込とすることも可能です。

　Q　申込み資格は？（募集要項　３.申込資格　を参照）

　　→個人は農家、法人は農地所有適格法人であることが必要です。

　　→新規就農希望者は借地で経験を積むことから検討ください。

　Q　申込書類に押印する印鑑は実印か？

　　→個人は認め印でもかまいません。法人は印鑑証明書と同じ印です。

　Q　申込み先着順ということは、既に申込み者がいる場合は受付してもらえないのか？

　　→先着の方がいる場合は申し訳ないが受付できません。要件不備や辞退の申し出があった場合、お知らせさせていただくことは可能です。

　Q　駐車場はあるか？

　　→ありません。車は購入された区画の入り口に駐車ください。

　Q　農地に水道、トイレ、電気はあるか？

　　→農地に水道（上水、下水）、トイレはありません。電気は近くに電柱が立っています。

　Q　農業用ハウスは建築できるのか？

　　→建築前に大阪府、岸和田丘陵土地改良区、本市等の許可が必要です。ハウスの構造等具体的なものでご相談ください。

　Q　水利費はいくらか？

　　→購入者は岸和田丘陵土地改良区の組合員となります。用水は土地改良区が管理するパイプラインから供給されます。土地改良施設の維持管理などのための経費として、土地改良区に経常賦課金を納付することになります。令和６年度経常賦課金は1000㎡あたり25,000円です。

　Q　現地を見ることは可能か。

　　→可能です。現地をご覧になりたい方は事前に農林水産課にご連絡ください。